

# 令和 6 年度年間監査計画

河合町監査基準第 2 条「監査等の範囲及び目的」及び第 7 条「監査計画」に基づき、令和 6 年度の年間監査計画を次のとおり実施する。

## 1 基本方針

河合町監査基準に基づき、合規制、正確性、経済性、効率性及び有効性の点を踏まえた監査を実施することとする。

- ① 事務作業等の執行が法令、条例、規則、予算及び議決等にととっているか。
- ② 予算執行および財産管理等が適切かつ効率的に実施されているか。
- ③ 事務事業等が計画的かつ適切な内容と規模で実施され、経済的かつ効果的に運営されているか。

さらに、前年度の監査結果を踏まえ、引き続き次の事項を重点項目として実施することとする。

- ① リスクや事務処理のルール等に対する条件の整備並びに遵守体制の確認等、指導や助言に重点を置いた監査を実施する。
- ② 監査の結果、意見及び指摘したことについては、講じた措置について速やかな報告を求め、監査の実効性を確保する。
- ③ 監査結果等に関する報告は、町長及び議長に報告すると共に、町民にわかりやすく公表するように努め、速やかな情報発信を行う。

## 2 実施方針

- (1) 定期行財政監査（地方自治法(以下「法」という。)第 199 条第 1 項、第 4 項)

前年度の定期監査等の結果を基に、町の財務に関する事務の執行が法令に適合しているか、その執行において経済性、効率性、有効性が図られているかを主眼とし、本年度は次の項目について重点的に定期監査を実施する。

- ① 補助金の公益性上の必要性、実績報告内容の適正性及び効果の検証。
- ② 個別外部監査で指摘された町民税、上下水道及び住宅使用料等に関する徴収及び調停額算定の適正性、事務管理監査。
- ③ 町有地土地活用に関する資産管理監査。

- (2) 例月出納検査(法第 235 条の 2 第 1 項)

会計管理者、水道事業管理者から検査資料の提出を求め、出納関係諸帳簿等の係数を検査するとともに、関係職員の説明を求める。

(3) 決算審査(法第 233 条第 2 項、公営企業法第 30 条第 2 項)

決算書その関係諸表の係数の正確性を検証するとともに、予算の執行又は事業経営が適正かつ効率的に行なわれているかを主眼として、事務作業の効果、合理性等の財政運営の妥当性について実施する。

(4) 基金運用状況審査(法第 241 条第 5 項)

基金運用状況を示す書類の計数を確認するとともに、基金の運用が、適正かつ効率的に行なわれているかを主眼として実施する。

(5) 財政健全化審査(地方公共団体の財政健全化に関する法律第 3 条第 1 項、第 22 条 1 項)

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、「実質赤字比率」、「連結実質赤字比率」、「実質公債費比率」、「将来負担比率」の 4 つの健全化比率及び公営企業に関する「資金不足比率」について、比率算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを主眼として実施する。

(6) 随時監査(法第 199 条第 2 項、第 5 項)

必要に応じて実施する。

### 3 実施時期

「令和 6 年度月別監査実施予定表」による。

### 4. その他

当該年間監査計画に定める監査等のほか、監査を実施する必要性が生じた場合は、その都度協議し、実施する。

### 令和6年度月別監査実施予定表

年 月	監 査 等 の 種 類
4月25日(木)	令和5年度 3月分 例月現金出納検査
5月27日(月)	令和5年度 4月分 例月現金出納検査(出納整理期間分) 令和6年度 4月分 例月現金出納検査
6月25日(火)	令和5年度 5月分 例月現金出納検査(出納整理期間分) 平成6年度 5月分 例月現金出納検査
7月25日(木)	令和6年度 6月分 例月現金出納検査 決算監査打合せ
8月26日(月) 5日(月)~9日(金)	令和6年度 7月分 例月現金出納検査 令和5年度 決算審査(一般会計・特別会計) 令和5年度 決算審査(水道:公営企業会計) 令和5年度 財政健全化審査
9月25日(水)	令和6年度 8月分 例月現金出納検査 定期監査(行政監査)打合せ
10月25日(金) 15日(火)~25日(金)	令和6年度 9月分 例月現金出納検査 令和6年度 定期監査(行政監査)
11月25日 (月)	令和6年度 10月分 例月現金出納検査
12月25日 (水)	令和6年度 11月分 例月現金出納検査
令和7年 1月27日(月)	令和6年度 12月分 例月現金出納検査
2月25日(火)	令和6年度 1月分 例月現金出納検査 令和7年度 監査計画打合せ
3月25日(火)	令和6年度 2月分 例月現金出納検査 令和7年度 監査計画作成(まとめ)

- 資料等の詳細は、その都度通知する。
- 監査は原則午前9時30分から実施する。
- 企業会計は、料金徴収体制に配慮して実施する。
- 随時監査(地方自治法第199条第2項、第5項)は、必要に応じて実施するため、日程は別途通知する。